

1 命令等の題名

火薬類の運搬に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

2 根拠となる法令の条項

火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第19条第1項

3 改正の概要

(1) 都道府県公安委員会に届出をすることなく運搬することができる爆薬の数量の見直し

火薬類の運搬に関する内閣府令（昭和35年総理府令第65号。以下「府令」という。）第10条及び別表第1で定める都道府県公安委員会への運搬の届出を要しない火薬類の数量について、爆薬のうち硝安油剤爆薬及び含水爆薬に係るものを120キログラムとすることとする。

(2) 届出書及び運搬計画書の提出通数の合理化

府令第2条第1項で定める届出書及び運搬計画書の提出通数をそれぞれ2通から1通に合理化することとする。

4 施行期日

令和5年3月1日